

技能実習・特定技能制度「見直し」についての意見書 2

2023年10月8日

外国人実習生 SNS 相談室 樽松佐一

昨年12月から「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」が始まりました。有識者会議は4月28日の第7回で中間報告を確認、6月30日の第9回には「最終報告書の取りまとめに向けた論点(案)」が提案されて今秋には最終報告書を取りまとめることになっています。私は7月12日にそれまでの会議資料をもとに「見直し」についての意見書をまとめ、関係方面にお届けしました。

その後7月下旬の JP-MIRAI スタディツアーに参加しベトナムにおける実習生送り出しの実情を見てきました。その後第10回、第11回有識者会議が開催され、第10回までの議事要旨が公開されています。そこまでの資料をもとに意見書を加筆いたしました。

関係各位の議論の参考にしていただければと思います。

はじめに

各論点に入る前に両制度の特徴と違いを明確にしておく必要があります。技能実習制度は1993年にそれまでの在留資格「研修」の2年目以後は「特定活動(技能実習)」として働けるようにしました。09年に入管法が改正され、10年からは1年目から労働法の適用となりました。その目的は「我が国の産業・職業上の技術・技能・知識の習得を支援する」ことで「開発途上国における人材育成に貢献する」とされ、運用は入管法上の「指針」で決められていました。

2015年に団塊の世代が65才となるころから外国人労働者の受け入れが拡大し、様々な「外国人特区」がつけられるなか、技能実習制度の議論が行われました。その結果2017年11月に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(技能実習法)」が成立、さらに実習法施行の2018年11月には技能実習から移行できる在留資格である「特定技能」がつけられました(2019年4月施行)

技能実習制度が法律に基づく規則・運用要領を定めているのに対し、特定技能は入管法上の「在留資格」だけで、その運用は「基本方針」しか規定されていません。特定技能実施者への監督機関はなく、特定技能外国人の「申告権」も「保護規定」もありません。基本的に日本人と同じ労働法規しか適用されません。

しかし日本語が十分でなく、在留期限のある外国人労働者にとって不正を訴えることは容易ではありません。実際に運用要領で禁止されている解約料を請求されても外国人労働相談窓口では賃金から控除されたら労基署に相談するとしか言いません。外国人には入管の特定技能相談窓口がわかりません。今回技能実習制度を廃止して新たな制度を設け、特定技能とつなげることが提起されていますが、【監理・支援・保護の在り方について】の議論をみても、技能実習法にかわる新たな法律をつくるのか、強制力をもつ「監督」と「保護」が法律に定められるのか、どこにも書かれていないことが疑問です。ここについては、必ず議論をお願いします。

最終報告書の取りまとめに向けた論点について

1 新たな制度及び特定技能制度の位置付けと両制度の関係性等【総論】

新たな制度が技能実習制度の「需給調整の手段としてはならない」とした建前を外して、人材確保と人材育成を目的とすることに異論はありません。いっぽうで未熟練の労働者を「保護」規定なしで大量に受け入れることには反対です。

議論では「一定のスキルを持った人材を確保するために人材育成も目的に入る」「単なる非熟練労働力の受入れではない人材育成型の受入れシステムと位置付け」「特定技能は即戦力受入れの制度となるが高度人材より低いので、国内労働市場への影響が考慮される。」などの意見が出されていますが、各制度の基準をきちんと定義すべきです。これがないと入国に必要な日本語レベルも決まりません。

当初特定技能はコロナ禍で帰国できなかつた元実習生が大半を占め、就労先もそのままの場合が大半でした。特定活動は少なくなりましたが、移籍に伴うトラブルなどが発生しておりきちんとした保護規定が必要です。

また企業単独型技能実習の扱いについては早急に提案を出す必要があると思います。

2 人材育成機能や職種・分野等の在り方

「新たな制度が人材育成機能を果たせない場合、即戦力とはいえない人材が国内で就労することになる。国内労働市場への悪影響、不況期での仕事の奪い合いや労働市場の分断が起き、社会不安の原因となると」という指摘は重要です。

「職種・分野の在り方」では技能実習と特定技能で産業別分野と職種の違い(ex 飲食品産業の食品加工と小売業の食品加工職種等)があります。また2号移行対象でない1年間だけの技能実習職種についても検討が必要です。

技能実習試験には国が関与する技能検定と業界団体による技能実習評価試験があります。しかし評価試験では開催場所が偏っており、受験料が高額なうえ試験機関の会員と会員外で二倍以上違うことがあります。「技能実習生の受験する技能検定等の水準・試験の方法等」によれば評価試験の初級では実技 99.9%、学科 99.5%の合格率となっています。ところが自動車座席シート試験では試験機関の協会会員にならなかつた会社の実習生 5 人全員が不合格となりました。うち二人はN4を持っています。再試験は4か月半後の在留期限2日前とされ合格結果が出る前に在留資格を失いました。一次は6万円(協会会員は2.5万円)、再試験は4.5万円かかります。この試験機関についてはJITCOからも技能実習中部地域協議会に改善を求める意見書が提出されています。意見で「実際にやっていないことを偽装して技能実習計画の認定を受ける企業」とありましたが、同じ布でヘッドレストやコンソールボックスしかつくっていないのに座席シートの職種とされ、試験で落ちるという相談もありました。

基礎級、初級レベルで果たしてこんなにたくさんの試験種類が必要でしょうか。「技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議」はこのような悪質な試験機関を排除し、「外国人が成長しつつ、中長期的に活躍できる制度(キャリアパス)の構築に責任をもって試験を行うようにすべきです。

3 受入れ見込数の設定等の在り方

入管資料の「技能実習生の失踪状況」によれば失踪者の53.6%を建設業が占めており、実習生の職種別割合22.0%と比べて二倍以上となっています。次に多いのが農業です。しかし有識者会議ではこれらの産業で失踪率が高い理由については全く触れられていません。数量制限なく受け入れて、事後的に不正を処分するだけでは追いつきません。「建設や介護分野では、受入れ企業ごとに上限が設けられて」いるようです。失踪者が多い業種については上限を引き下げるなど、各業界が責任を持って受け入れるようにすべきだと思います。

「日本人が来ない」というのが外国人労働者を入れる理由になっています。しかし安易な外国人労働者拡大がさらに日本人離れを起こすこともあります。また「特定技能は即戦力受入れの制度となるが高度人材より低いので、国内労働市場への影響が考慮される。」という意見もあります。受入れ人数の拡大にあたっては労働力の確保だけでなく、今後十年程度を見越して必要な技術の伝承など各産業の国内人材育成政策・産業別雇用政策の議論が重要だと考えます。

4 転籍の在り方

「技能実習制度の構造的な人権侵害の大きな原因は職場移転の禁止である」という指摘(日弁連)もありますが、これが人権侵害の最大の原因か、もう少し詳しく実態を見るべきだと思います。

転籍の在り方・具体的方策

先にも書いたように失踪者の割合は産業によって大きく違います。失踪理由も違います。移籍について「実習先支援の概要」によれば、実習実施者等の受入れ側の都合により実習実施困難となった技能実習生の80%以上で転籍が成立しているとされています。困難時届等の届けで15,000件のうちの80%ということは毎年12,000人程度が問題のある会社から変わっているということになります。いっぽう監理団体等が転籍先を確保する努力を尽くしてもなお確保ができない場合には技能実習機構が移籍先支援を行い、2021年度は39件の支援を行っています。監理団体に相談したが半年以上移籍できず、この間の生活費はもらえず、さらに高額な寮費を請求された例もあります。やむなく帰国したもの、失踪せざるを得なかったものが、かなりあると思います。

議論でも「現行の技能実習制度でも、実習が困難な事情があれば転籍可能となっているが、転籍を希望する側が問題の存在を立証しなければならず、審査に時間も掛かることから失踪につながっている」「現行の技能実習制度では、転籍に向けた取組は基本的に監理団体が行うこととなっているが、監理団体に問題がある場合、外国人本人が外国人技能実習機構に届け出ても転籍支援は監理団体の義務であるから、すぐには動いてもらえない。転籍の手続が長期化すると外国人本人が生活に困窮し、最終的に失踪に至るのが実態ではないか。人権侵害があった場合の転籍の実効性を確保していただきたい。また、外国人技能実習機構に対してSNSで相談ができるよう予算を措置して対応してほしい」と指摘されています。

機構の母国語相談は2021年に23,701件と急増しています。しかし技能実習法に基づく申告件数は104件に留まっています。失踪者は7,167人となっています。相談件数と比較して申告件数が少ないこと、失踪者が多いことからすると実習先に問題があってもこれを訴え(申告)られない、実習先を変えることができていないのではないかと考えられます。

「受入れ企業等が負担する来日時のコストや人材育成コストへの対応方策」

特定技能での手数料問題・上限・転籍時の賠償(家賃・退寮費用など)があります。国内での職業紹介については職業紹介法が適用されますが、外国人の多くがSNSで仕事を探すため、相手が職業紹介許可を持っているのか、国内にいるのか海外からかがわかりません。

私の相談では特定技能外国人は紹介料以外の様々な手数料を支払っています。これらには上限などの基準がありません。また受け入れ企業も様々な手数料を払っているため、退職する際に寮の退去費用など法外な金を要求されることがしばしばあります。日本人と同じ基準で違法な金額を拒否することはできますが、実習制度にある申告権も保護制度もないため民事裁判をおこすしかありません。在留資格をとるためには就労先と住所が必須なので、外国人は金を払ってでも期限内に確保する必要があります。介護・医療・保育の人材紹介業者のなかには「転職促すお祝い金」(朝日 6/29)がありますが、今後移籍の自由が拡大する中で、外国人労働者でも同様な問題が心配されます。

「人権侵害や法違反等があった場合の救済の仕組み」(事前把握方策等)について

まず現状ではどうなっているかが全くわかりません。相談の内容と件数、なぜこれだけ相談があるのに申告件数が少ないのはなぜなのか、機構相談のなかで不正が明らかになった場合どうしているのかなど、母国語相談の体制と仕組みについて実態を明らかにすることが必要です。

特定技能では「人権侵害や法違反等があった場合の救済の仕組み」が全く機能していません。技能実習生には申告権があり、代理人に委任することもできますが、特定技能にはこのような申告権がありません。労基法違反は労基署に申告することができますが、手数料や解雇など労働契約に関するものは民事裁判になります。寮費など特定技能の運用要領に反する行為があっても労働局の外国人労働相談コーナーでは受け付けてもらえません。地方入管の特定技能部局は人手不足で朝から何度電話してもつながりません。

「転籍先を速やかに確保する方策」

議論では「求人・求職のマッチングに公的な機関関与が必要である。要件を満たす求人事業者を事前審査の上リスト化し、求職者も条件を満たすことをあらかじめ認証した上で、ハローワークや優良な民間職業紹介事業者、あるいは本人がマッチングを直接行う仕組みにすることが必要である。求人と求職の双方に明確性・透明性があれば、悪質なブローカーが入り込む可能性は小さくなる。マッチングによって、入管の在留資格の審査も迅速に行えるようになる。」とされています。

本来は受け入れを事前許可制とすべきですが、とりあえずは新制度も含めて特定技能外国人を受け入れる事業者はあらかじめハローワークに登録を義務付けることが必要だと思います。その際には比較する日本人の条件も明らかにし、外国人労働者の受入れ要件、時期、回数等の基準を明らかにします。「日本人と同等」と言っても日本人の非正規、有期雇用、派遣労働者をさらに増やすことになれば、賃金の低下を招きかねません。

5 監理・支援・保護の在り方

新たな制度における監理団体の要件

先の試験機関S協会は2007年に処分されたT協同組合のI理事長が2010年に設立し彼が筆頭理事です。試験会場はI産業本社前でT協同組合があった場所です。S協会の監事はI社長がつく

った監理団体Aの理事長です。先月もI産業の強制帰国を機構に申告しましたが、その監理団体Aは実習生に対し「移籍先がいつ見つかるかわからない、それまでの生活費はどうするつもりだ」と脅しの電話をかけてきました。I産業はT社の三次下請けで自動車の生地を持っていますので下請け企業への影響力は大きく機構名古屋事務所も「愛知県内では移籍先が見つからないかもしれない」と言っていました。結局実習生は申告の翌日に帰国を余儀なくされました。

2019年4月1日のNHK「NC9」では入国在留庁発足のニュースの直後に長野県の実習生が名古屋に逃げてきたことを紹介しました。この実習生は会社に行く前と休日には社長の経営するペットショップでエサやりをさせられ、家族の食事も作らされていました。監理団体は同住所である実習企業Kの社長が理事長でしたので、機構長野事務所が調査に入っても不正を確認することができませんでした。

またある実習企業は12㎡ほどのコンテナを寮にして実習生を3人入れ、地域相場の3倍ほどの寮費を取っていましたが、全額をリース会社に払っていたので機構は実費と認めました。しかし、このリース会社はD監理団体と同住所にあり理事長が社長となっていました。

監理団体は建前上「非営利」となっていますが、設立以後は行政への届けでは書類だけで、監査はほとんどありません。私が広島で申告した監理団体はバックマージンを文書化しており、役員が2千万円を着服していました。



優良団体へのインセンティブ

私は愛知県一宮市に本部をおくC事業協同組合が監理する企業の事件を6回も申告しましたが機構名古屋事務所は全く手が出ませんでした。ここでは移籍待ちの実習生から高額な寮費を取り、払えない実習生は研修センターを出て、帰国困難のための特定活動ビザをもらってアルバイトをしていました。結局2021年9月に国税局が告発し、その後機構は11月に監理団体の許可を取り消しました(添付読賣2022年1月6日参照)。しかし同所には依然として特定活動の登録支援機関があります。代表者名を変えただけです。この例のとおり優良な監理団体へのインセンティブ(優遇)では悪質な団体は無くなりません。

また、このようなことが起こらないために、決算書には公認会計士など責任ある監査人をつけるべきです。

相次ぐ申告不受理

C事業協同組合の事件では、途中で一方的に調査を終了になりました。監理団体Aの事件では機構から罰金請求についての申告を受理しないと言われました。さらに10月には危険薬品で皮膚炎になり退職させられた事件で実習生が機構に相談に行ったにも関わらずいつまでも調査が行われず、私が代理人となって申告しましたが受理されませんでした。技能実習法での申告を受理しないということは、規則にどう書かれているのでしょうか。

悪質な団体等への対応・機構の体制整備等

厳しい意見がたくさん出ています。「不適正な監理団体もあることから、今より更に監理団体、実習実施者を厳しく指導することが必要になる。例えば、賃金不払い、最低賃金違反等の労働関係法違反、決算書 や証拠書類の偽造、改ざん等を行った場合は、関わった監理団体を公表し、許可を取り消すことをより迅速に行ってほしい。」「監理団体は、現状同様、非営利のみとすべきであり、定期的な訪問指導、監査等は維持し、悪質な団体等に対しては、即刻の資格停止が望ましい。」

機構による監理団体への監督の現状は全く不十分です。監理団体へは一年に一回監査を行うことになっていますが、この間に実習生が二倍に増えており、機構本部職員 97 名で全国 3,600 団体を監査することはとても困難です。監理団体の中には全国に派遣している大手監理団体もあり監査は容易ではありません。A事業協同組合は全国 6 カ所に地方事務所を持っていることになっていましたが、その実態はなく処分前後に閉鎖されました。また全国 13 カ所の機構地方事務所も約 62,000 もの事業所をかかえており、事前に連絡してからの訪問監査となっています。

議論でも「新たな在留資格における外国人労働者の監理・支援・保護の機関としては、現行の外国人技能実習機構の役割が重要であるが、技能実習制度では、詳細な技能実習計画の認定審査作業に多くの時間と労力が割かれており、指導や援助、保護の面で、十分な人員・労力を割けていない。」と指摘されています。

機構による監理団体への監査は書類が中心とならざるを得ません。県外にまで派遣している団体への監査はとてもできません。県域を超える場合には各労働局への届け出を義務付ける必要があります。

有識者会議では「受入れ企業と日常的に関連がある協同組合等が受入れ支援団体となる」と言われましたが、上記の二つとも実質的に特定企業が監理団体を支配しています。監理団体と実習企業の関係はきちんと分けるべきです。

「国、自治体、法テラス、弁護士会、NGO等の支援及び相談への関与の在り方」

手数料問題が重要です。相手国に対して拘束力のない覚書ではなく、二国間協定とすべきです。

意見にあるように「人権侵害や法違反等があった場合に外国人が権利行使をしやすくする救済の仕組みや転籍先を速やかに確保する方策についても、現行の運用状況を踏まえつつ、具体的に議論していくこととする。その際、外国人の失踪事案は、いずれの制度においても一定数発生し得るものであるということに鑑み、外国人が犯罪の加害者にも被害者にもならないような観点も踏まえて検討すべきである。」と思います。

SNSでの相談受付を

実習生の大半は電話番号を持たず、無料で国際通話ができるSNSを利用しています。SNSが使えれば翻訳ソフトを使えますし、チャット機能を使えば通訳を含めたビデオ通話も可能です。各地方事務所でも通訳の確保が容易になります。

今のところ厚労省、入管ともSNSの利用には消極的です。機構は FACEBOOK でページをっていますが、一方的に情報を流すだけです。今年 3 月の移住連(移住労働者と連帯する全国ネットワーク)の要請に厚労省監督課は「労働基準監督署における労働相談対応にあたっては、外国人労働者を含め、ご相談される労働者の方の労働条件確保の問題を具体的に確認し、適切に対応する必要があることから、対面またはお電話により、直接お聞きするかたちでお受けすることが重

要であると考えています」とSNSは使わないと回答しています。

不正が疑われる場合には通訳も含めたチャットで必要な聞き取りや証拠提出を求めるようにしてほしいと思います。不払い残業の写真や暴力・パワハラ動画を送ったりすれば1万件の相談のなかには不正申告の可能なものがかかりでてくると思います。

議論でも「外国人技能実習機構に対してSNSで相談ができるよう予算を措置して対応してほしい。」「技能実習生は日本の電話番号を持っていない場合が多いので、SNSやアプリなどで通報できるような制度を作っていただきたい。」という意見がありました。早急にSNSでの相談受付を始めるべきです。

6 特定技能制度の適正化方策

議論で「登録支援機関の支援体制が不十分であったり、そもそも法令の遵守の支援ができていないところもある。登録支援機関の要件を厳格化、許可制にする」とありました。私も登録支援機関は許可制とし、悪質な登録支援機関に対しては監督・処分もできるようにすることが必要と考えます。

また登録支援機関が諸手数料の徴収をしている場合がありますがルールがありません。「特定技能外国人に対する職業紹介事業は無料のみとすべきである。無資格で職業紹介事業を行う者への取締り強化、無資格の職業紹介事業者を利用する登録支援機関の取締り強化をしてはどうか」という意見通りです。

また最低でも全都道府県で特定技能外国人からの相談と不正の申告を受け付ける体制を整備すべきです。悪質な登録支援機関があっても地方入管の特定技能担当は電話でしか受け付けられず、特定技能外国人が普段使うSNSは使えません。その電話も全くつながりません。

特定技能についても技能実習法と同じく「監督と保護」の法制化が必要です。

7 国・自治体の役割

「制度所管省の在り方・役割の見直し」について

私は2021年度に97件126人の実習生から相談を受け、このうち30件を全国の機構地方事務所に申告しました。帰国旅費については機構から文書で指示していただきましたので、ほとんど申告にせず相談で指導していただきました。申告したものは多くが暴言・暴力、強制帰国など人権侵害に関係するものです。申告したものはほとんどが機構の指導または移籍先支援により新たな実習先で実習を続けることができました。しかし近年は名古屋事務所指導課が忙しすぎて、大手監理団体が絡む事件には消極的です。機構・入管は外国人労働者の増加に見合う職員体制の確保と事務作業の簡素化が求められます。

「業所管省庁の役割の見直し」

暴力・暴言は建設業に多く、失踪でも他産業の二倍以上の失踪率となっています。建設業ではキャリアアップシステムへの登録が義務付けられ、会費も徴収されていますが事業者からは会費をとるだけで何もしてくれないという声が聞かれます。建設業は屋外作業が多く、言葉での作業指示が行われます。公共工事の受注では人数確保が最優先されることが少なくありません。

しかし実習生を安定的に受け入れている事業所では日常的な会話での人間関係ができており、「危険」の注意など作業の指示もうまくできています。元請け事業者には外国人労働者の適正管理ができているか、日本語指導のなどを支援・援助することが必要です。システムの抜本的な見直し

が求められます。屋外での、言葉による作業指示でのトラブルは農業でも共通しています。

賃金の不足は被服繊維で目立ちます。経産省は2017年に工賃調査を行いました。最低賃金の引き上げに見合う見合う工賃の引き上げは2割程度しかありませんでした。経産省は毎年業界団体に向けセミナーを行っていますが、昨年も縫製業で大きな賃金不払い事件が起きています。

母国語相談を産業別に分析して、対応を検討すべきです。今のままで受け入れを拡大すれば、建設業で失踪者が増えることは間違いありません。2万件もある母国語相談のなかから不正事例を見つけ出し処分すること、産業別の問題点を明らかにして、各省庁に改善を求め、必要な規制を行うことが有効だと思います。

自治体の役割

この間技人国の外国人が多くなり、家族の帯同が増えています。愛知県では日本語教育を必要とする児童・生徒の数が1万人を超え全国最多となっています。日本語がわからないために中学で十分勉強することができず、中卒で社会に出た青年も少なくありません。しかし愛知県には夜間中学が1校もなく、彼らは学びなおすことも高校進学もできていません。やっと2年後から設立することになりましたが、全く不足しています。

人口の多い愛知県で外国人の割合が高くなっています。特に日系人が多く、なかには高齢者も増えていて介護が必要なことが増えています。また長らく非正規労働者であったため、わずかな年金や無年金者も少なくありません。今後、長期的な滞在を増やし、家族帯同を増やすことに合わせて社会保障の面からも整備が必要ですが、実態は自治体任せになっています。

昨年からの留学生も急増しています。特に日本語学校では働いている留学生が多く、寮の住所が登録されてはいますが実際には住んでいないことも多く、住民税・国保料の未納も発生しています。出身国も多様化しており自治体では通訳の確保も困難です。これらについては、国として支援整備が必要です。

8 送出機関及び送出しの在り方

外国人の来日前の手数料負担を減少させる方策

「技能実習生の来日前の支払い費用・借金の実態」にあるように母国で高額な手数料を取っている国があり、これも失踪との関連が指摘されています。雇用許可制にして一定回数の移籍ができる韓国でもベトナム人の失踪者数は多くなっています。ベトナム当局の発表では日本:4,700人以上韓国:12,200人以上(2021年)となっています。(tienphong 21/06/2023)

「借金の有無とその金額」ではベトナムとカンボジアで母国での借金の割合が高く、支払金額も多くなっています。いっぽう、送り出し国によって借金の少ない国もあります。これは日本国内の制度だけの問題ではありません。

「ILO181号条約の締結国として、送出機関への手数料上限設定、減額等の規定をMOCに盛り込むことが必要。送出機関の監理が十分にできていない国については、当該国からの受入れを停止する」ILO181号条約8条1項では、国内における移民労働者に対する職業紹介事業者による不当な取扱いについて、適当な場合には、他の加盟国とも協力して、労使協議の上で国際的な視点も踏まえて措置を執るという義務規定になっている。この労使協議の上で職業紹介事業者等の

不当な取扱いを防止していく仕組みは条約上必要である。」という指摘は重要です。

7月のJP-MIRAIスタディツアーではベトナムの実態をみてきました。確かに国が直接関与する送り出し機関では181号条約に則った対応が進んでいますが、ベトナムの国内法では送り出し機関に到達するまでの紹介料などは禁止されていません。実際に中部の地方政府の報告では80万円から100万円の手数料を取られているところもありました。

ベトナムからは手続きの時間が長いという指摘がありました。技能実習法施行以後、職種が細分化し、前職に関わる基準が細かすぎて機構の書類審査に時間がかかっています。偽造書類で入国する例も聞きました。これらは監理団体がきちんと面接すべきです。必要以上の書類を無くすよう新制度で見直すべきだと思います。

【日本語能力の向上方策について】

意見でも「自らの権利を守るためにもN5ないしN5相当の日本語能力を必要とするのがよい。」「入国する際に日本語能力検定N5以上、在留期間満了時には、技能検定の合格とともにN4以上の試験合格を必須とすべきである。」というものと「日本語要件を厳格化すると日本が優秀な外国人から選ばれなくなる懸念がある」があるように、議論の方向が定まっていません。

入国後の日本語教育も「費用や期間の面で高いハードルにならないよう、政府ないし国の公的機関によるオンラインの教育などを充実させ、日本語試験も半年や1年に1回ではなく、定期的かつ頻繁に安価で受けられるようにする。」「入国後においても継続的に日本語教育を受けられ、能力の向上を図ることができる体制作り」と意見が出されています。

先のベトナム訪問で地方政府からは、ハノイに行って日本語教育を4カ月～半年も受けるための費用が大きな負担になっていると言われました。そのため、申請から2カ月程度でいける台湾が多くなっていると言っていました。

ベトナムの地方政府から「36カ月の出稼ぎ労働のために6カ月の教育期間は現実的でない」という指摘はそのとおりだと思います。産業によってはマニュアルと現場教育で最低限の日本語能力十分可能な作業が少なくありません。いっぽうで建設・農業は口頭による作業指示が多く、日本人職員とのトラブルも少なくありません。現在は介護だけがN4基準ですが、建設・農業は日本国内で仕事に関わって教育することが効果的だと思います。一律な基準ではなく、産業ごとに必要な日本語レベル(会話・筆記)について検討が必要だと思います。また外国人に対する日本語教育だけでなく、受け入れる企業の職員に対する教育が必要だという事例を多数みています。

一方で、今後在留期間の延長が広がるなかでは熟練労働者の育成も必要です。これについては、国内での教育や試験を充実させていくことが必要です。現行の技能実習試験制度を大幅に見直し、2号試験を共通・簡易で低料金とし、3号試験は特定技能を見据えて産業ごとに必要な試験に変えていくことが必要だと思います。現在技能実習3年終了者は無試験で特定技能に変わることができますが、日本語能力に欠ける外国人も少なくありません。特定技能は実習生のような保護規定はなく、自己責任が求められるのでそれなりの能力を確認すべきだと思います。

その他

不法就労助長罪への対応

移籍の自由が拡大するとブローカーによる不法就労のあっせんも拡大しかねません。私は昨年不法就労者を働かせている日本人ブローカーによる不払い賃金を労基署に申告させ、指導してもらいました。労基署からはブローカーが手数料として5か月分の賃金を取っていることを報告いただきました。その後法務省に入管の不法就労助長罪告発窓口を問い合わせましたが当局からは「地方入管の調査部門は、対象外国人が退去強制事由に該当するか否かを調査する部署であり、不法就労助長者やブローカーに対する刑事手続としての捜査は、捜査権限を有する警察等の捜査機関が行っています。」との回答でした。「不法就労等外国人対策の推進」によれば、「不法就労助長事犯(悪質な雇用主、あっせんブローカー等)の取締り強化並びに労働局による不法就労助長行為事業主に対する労働者派遣事業又は職業紹介事業の許可取消し処分に向けた警察及び入管局との連携強化」することとなっています。しかし名古屋入管も「必要に応じて関係機関に情報提供する」との回答で、労基署がブローカーの不正を確認した事件でも必ず連絡するとは答えませんでした。

ウイシュマさん事件のように不法滞在の外国人を警察に連れて行っても逮捕されるだけで、ブローカーの調査をしてもらえないとは思えません。支援団体が不法就労助長事犯を警察に告発することは様々な困難があります。入管として積極的な対応を求めます。

実習生SNS相談室のまとめ				FB外国人実習生相談室2021年			
国	件数	人数	産業	件数	人数	相談内容(ダブリあり)	件数
ベトナム	87	115	機械金属	16	24	帰国旅費	33
カンボジア	3	10	建設	10	16	有休	11
不明	1	1	繊維被服	9	24	3号移行手数料	9
合計	91	126	食品製造	7	10	移籍	8
			農業	4	4	暴言暴力	8
			他	2	2	賃金	6
			不明	44	46	労災	6
			合計	92	128	契約・職種違い	6
申告先	件数					住居・家賃	6
労基署申告	7					休日時間	5
入管申告	3					妊娠	5
OTIT申告	30					解雇強制帰国	4
						パスポート在留カード入権	3
OTIT相談	25					コロナ・休業補償	2
※ 帰国困難のための特定活動を含む							
これとは別に特定技能、特定活動の相談が10件10人							

外国人実習生SNS相談室
 樽松佐一
 名古屋市守山区森孝東 2-801 2-202
 TEL 090-9893-7248
 Email: skurematsu@nifty.com

2022年(令和4年)1月6日(木曜日) 第1頁

実習生監理国審査ずさん

許可取り消し18団体「優良」

外国人技能実習生を企業などにあっせんする監理団体について、法令違反によって許可が取り消された30団体のうち、半数以上にある18団体は国から「優良団体」との認定を受けていたことが分かった。虚偽の監理報告書の提出や名義貸しなどの不正行為をしていた。国の審査は団体側の自己申告に基くため、基準があいまいで形骸化しているとして、識者は実習生を守るためにも審査の厳格化が必要だと指摘する。

監理団体は2017年「護る役割を担う。一定のから許可制となり、全国に要件を満たせば優良団体約3500団体ある。実習として、実習生の在留期間状況を監査し、実習生を保障の延長や人数増大とい

た優遇を得られる。厚生労働省などによると、1755団体が認定されている。

だが、読売新聞の調べでは、国から優良団体と「お墨付き」を得ていた東京、千葉、愛知など16都県の計18団体で、いずれも技能実習適正実施・実習生保護法に反する行為が確認された。

愛知県一宮市の「アジア共栄事業協同組合」では所

海外
得隠しが、対する不
年11月に
た。除装

技能実習制度の仕組み